

# 中山間地域等の小規模な事業所に対する加算措置について

## 現行制度（特別地域加算）について

サービス確保の観点から、離島等において、人口密度が希薄であり、交通の便が悪いといった地域に所在する事業所が行う一定のサービスについて、特別地域加算（サービス費用の15%※）が加算されている。

※ 福祉用具貸与については、15%の加算ではなく、特別地域加算対象地域に貸与を行う際の交通費に相当する額を加算

### (1) 加算対象地域

- 事業所の所在地が①～⑤の法指定地域及び⑥～⑧の法指定地域の一部にある事業所。
  - ①山村振興法、②離島振興法、③沖縄振興開発特別措置法、④奄美群島振興開発特別措置法、
  - ⑤小笠原諸島振興開発特別措置法、⑥過疎地域自立促進特別措置法、
  - ⑦豪雪地帯対策特別措置法
  - ⑧辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

### (2) 加算対象サービス

- 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与※、居宅介護支援（いずれも予防給付を含む）
- なお、特別地域加算対象地域においては、人員、設備及び運営基準を満たさない基準該当サービス等の特例居宅サービスの実施が可能である。

介護（予防）サービス単位数・特別地域加算単位数・回数（日数）（参考）全サービスの総単位数 609,333,072千単位

		総単位数(千単位)		特別地域加算(千単位)		特別地域加算(千回)	
訪問介護	予防	64,092,444	4,561,805	254,805	19,485	339.9	67.5
訪問入浴介護	予防	5,253,157	8,401	21,519	63	26.8	0.1
訪問看護	予防	12,152,344	357,456	39,039	1,482	82.5	4.8
福祉用具貸与※	予防	16,378,893	500,016	1,601	27	21.8	0.5
合計	予防	97,876,838	5,427,678	316,964	21,057	471.0	72.9

※ 日数を集計